

コロナ告示等の改正(厚年)

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

ご参考にDB年金のお客様にも送付させていただきます。

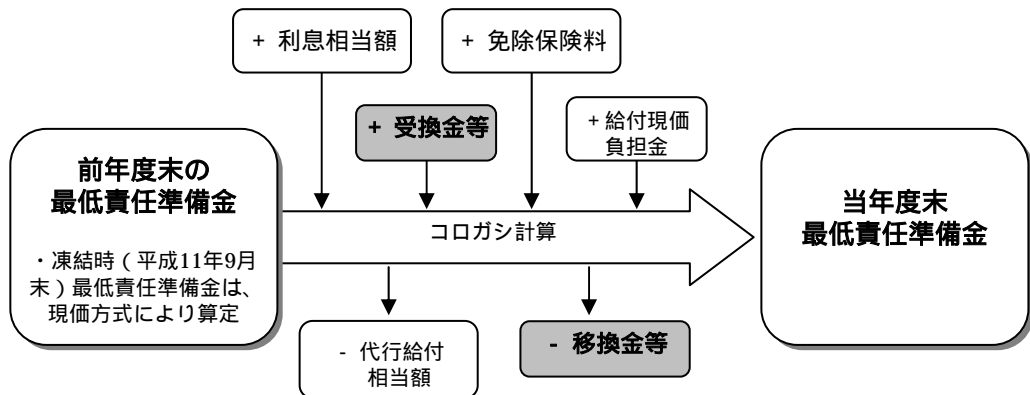
ポイント

コロナ告示¹が改正されました。
 代行部分の連合会への移換現価率が3.2%から4.1%に変更されたこと²を受けたものです。
 あわせて技術的な改正・修正等が施された通知³があります。

- 「厚生年金保険法第85条の2に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例」平成11年9月3日厚生省告示192号
- ☞ [年金ニュースNo.193](#)
- 以下の通知が、コロナ告示等の変更に伴い改正・修正された。
 - ・「厚生年金基金の解散等及び清算について」昭和50年2月19日年発第236号
 - ・「厚生年金基金の財政運営について」平成8年6月27日年発第3321号
 - ・「厚生年金基金の業務報告書の様式について」平成10年10月1日企国発第30号
 - ・「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」平成8年6月27日企国発第33号・年数発第6号

ご参考

- ✓ 最低責任準備金のコロナ計算(下図)における「移換金・受換金」に適用する現価率を、平成22年4月1日以降それまでの率と違えるための手当てです。



以上